

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第94回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和6年10月16日（水）11:00～11:20

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、

滝澤 光正、三浦 佳子

（以上5名）

第3 出席した関係職員等

牛山郵政行政部長、折笠郵便課長

事務局：坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

特殊切手「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（寄付金付）」

に付加された寄附金の配分団体等の認可【諮問第1257号】

開 会

○事務局（坂平） 皆さん、お待たせいたしました。事務局の坂平です。本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。現在、委員7名中5名の委員に御出席いただいておりますので、定足数は満たしております。

それでは、定刻になりましたので、郵政行政分科会第94回を開催いたします。

恐れ入りますが、佐々木分科会長におかれましては、議事の進行をよろしく願いたします。

○佐々木分科会長 はい、ありがとうございます。

それではただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第94回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員7名中5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項1件でございます。

諮問第1257号「特殊切手「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（寄付金）付」に付加された寄附金の配分団体等の認可」について、総務省から御説明をお願いいたします。

○折笠郵便課長 おはようございます。総務省郵便課の折笠でございます。よろしく願いたします。

「特殊切手「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（寄付金付）」に付加された寄附金の配分団体等の認可」、諮問第1257号につきまして、資料94-1に基づいて御説明いたします。

最初に、資料の構成について御説明申し上げます。1ページが諮問書、2ページから4ページまでが審査結果、5ページから8ページまでが日本郵便株式会社からの認可申請書、9ページ以降が説明資料となっております。説明資料に基づいて御説明させていただきます。

10ページを御覧ください。まず、「第1 制度概要」について御説明いたします。本年3月にも令和6年の年賀葉書に係る寄附金の配分について御審議いただいたところでございますが、日本郵便株式会社は、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」、略称で「お年玉法」と呼ばれておりますけれども、これに基づきまして、下に枠囲いしております①から⑩の各事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的としまして、寄附金付郵便葉書等を発行することができるとされております。

また、枠囲いの下の部分になりますけれども、その際、日本郵便株式会社におきましては、お年玉法の規定に基づきまして、寄附金を取りまとめた上で、配分団体及び配分金の額を決定するとともに、使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項、それから、配分金の使途についての監査に関する事項などを定めることとされております。

「2 総務大臣」の認可でございますけれども、これらの事項を定めるに当たりまし

ては、総務大臣の認可を受けることとされております。

「3 審議会への諮問等」でございますが、総務大臣はこの認可を行うに当たりまして、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされております。

11ページを御覧ください。こちらは今回の大阪・関西万博の特殊切手の発行に関する制度についてでございます。「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」、略称、「大阪・関西万博特措法」でございますけれども、こちらの第23条に基づきまして、日本郵便株式会社は、「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」、略称、「博覧会協会」が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として寄附金付郵便葉書等を発行することが可能とされております。

また、この場合につきましては、博覧会協会をお年玉法の配分対象団体とみなして、お年玉法を適用することとされております。これを受けて発行された大阪・関西万博の特殊切手に係る寄附金の配分につきましては、お年玉法に基づきまして、通常の寄附金付郵便葉書等と同様の手続を取ることになります。

15ページに飛びまして恐縮ですが、今回発行されました特殊切手の概要について、参考資料として掲載してございます。なお、同様の寄附金付郵便葉書、それから、特殊切手につきましては、これまでも、例えば、「ラグビーワールドカップ2019」や、「東京2020オリンピック・パラリンピック」の際にも発行されておまして、それぞれの組織委員会が行う事業の資金に充てられているところでございます。

また、17ページ以降に今ほど申し上げました法律の関連条文がありますので、適宜、御参照いただければと思います。

11ページに戻っていただきまして、下段の部分に、寄附金の配分までの流れを記載しているところでございます。本年5月14日に日本郵便株式会社から寄附金配分団体への公募を行いまして、6月下旬から7月頭までの間、申請を受け付けておりました。その後、博覧会協会から提出された申請につきまして、日本郵便株式会社において審査を行いまして、8月28日付で5ページの認可申請書が総務省に提出されております。この申請を受けまして、お年玉法の第11条の規定に基づき、総務省から寄附目的に係る事業を所管する大臣、本件で申し上げますと、経済産業大臣、それから国土交通大臣になりますけれども、こちらに協議を行った上で、本日、諮問させていただいているところでございます。なお、各大臣への協議におきましては、いずれも、意見なしという回答をいただいております。そして、本件について答申をいただきました際には、総務大臣が認可を行いまして、これを受けて、日本郵便株式会社から配分団体に対して通知をするというのが一連の流れとなっております。

12ページを御覧ください。「第2 寄附金配分の審査について」ということで、認可申請を行うに当たりまして、日本郵便株式会社において行った審査について御説明いたします。

まず、「1 配分申請に係る要件等」の「(1) 配分団体の要件」についてでございます。配分団体につきましては、大阪・関西万博特措法上、博覧会の準備及び運営の事業を行う博覧会協会とされております。

「(2) 申請金額(上限)」につきましては、上限額なしとしております。その上で、申請につきましては、次ページの参考3に記載の「スマートモビリティ万博 空飛ぶクルマ」に関するPR事業の1件のみでございました。

続きまして、日本郵便株式会社が行った審査の方法についてです。「2 審査方法」のとおりでございますけれども、まず、必要な書類の有無や形式的な要件への適合について、日本郵便株式会社において形式審査を行った上で、社外の有識者からなる審査委員会において配分審査を行っております。審査委員会におきましては、申請事業が博覧会の準備及び運営に係るものであることや、費用の必要性等について審議を行っているところでございます。

資料が飛びまして恐縮ですが、16ページを御覧ください。こちらは審査委員会の構成員である社外有識者の一覧となります。上段の年賀寄附金審査委員会が、今回、寄附金の配分審査を行った委員会となります。

12ページに戻っていただきまして、このような審査を行った上で、日本郵便株式会社から申請された配分内容等が、「第3 会社からの申請内容」になってまいります。

まず、「1 配分団体・配分金」でございますが、配分団体は博覧会協会でございます。また、配分金につきましては、約1,207万円となっております。

参考1といたしまして、寄附金額の内訳を示しております。今回、寄附金付郵便切手として、84円に寄附金の10円を加えた形で販売してございまして、合計で約121万枚が販売されたところでございます。その寄附金額は約1,211万円となっております。

続いて参考2でございますけれども、寄附金額の合計約1,211万円から、後ほど内訳を御説明いたしますが、②配分費用の約3万9,000円を除きました約1,207万円について配分を行いたいという申請内容となっております。

13ページにいていただきまして、「参考3 事業内容について」でございます。大阪・関西万博の未来社会ショーケース事業における「スマートモビリティ万博 空飛ぶクルマ」に関するPR事業を対象事業としてございます。

それから、日本郵便株式会社からの申請事項の2点目、「2 配分団体が守られなければならない事項」といたしまして、配分金は、日本郵便株式会社が配分の決定をした事業の実施計画以外の用途に使用しないこと。実施計画を変更する場合は、あらかじめ日本郵便株式会社の承認を受けること。配分金とほかの資金を区分して経理すること等が定められております。

詳細は6ページにございますけれども、今年の年賀寄附金の配分事業や、東京2020オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019のときから、特段の変更はございません。

「3 配分金の使途」についての監査に関する事項でございますが、配分団体は日本郵便株式会社の監査に応じる義務があることのほか、監査の実施時期でございますとか、監査の実施方法について定めております。こちらも詳細は7ページにございますけれども、過去のものと同様となっております。

2ページにお戻りいただきまして、今回の日本郵便株式会社からの申請につきまして、お年玉法の規定に適合しているかを審査した審査結果がこちらになります。下段の表の

それぞれの項目について、左側の欄に記載しております、お年玉法の規定内容に適合しているかどうかを審査しております。

まず1つ目といたしまして、寄附金の額から控除される費用の額、先ほどの参考2の配分費用②となっていたものでございますけれども、この控除される費用の額が妥当であるかという点でございます。お年玉法第7条第2項におきましては、寄附金から控除する経費として2つ定めております。1つがアの寄附金付郵便葉書等の発行、販売、寄附金の取りまとめに必要な経費、もう1つがイの寄附金の管理、配分金の交付、監査に要する経費となっております。また、このうち、イの寄附金の管理、交付、監査のための経費につきましては、お年玉法上、寄附金の額の1.5%に相当する額を限度とすることが定められているところでございまして、今回につきましては、右の欄の一番下の注釈、※印のところがございますように、約18万円が限度額となっております。その上で、審査結果及び理由でございますが、提出があった費用の内訳について精査しましたところ、ア、イそれぞれの費用の額は適切に積算されていること。また、資料の右下部分でございますように、イの部分に関しましては、実際に要した費用3万6,422円が法定の限度額であります約18万円を超えていないことから、控除される費用の額は妥当であるとして、審査結果を適としております。

3ページにまいりまして、審査基準の2つ目でございます。寄附金の配分団体、配分金額が適正に定められていることとございます。先ほど御説明申し上げましたように、大阪・関西万博特措法上、配分団体は博覧会協会となっております。また、配分金額につきましては、博覧会協会から事業費の内訳等の提出を受け、その一部に充てるものということで、社外の有識者による審査委員会において認められたものであることから、審査結果は適としております。

3つ目の審査基準、配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていることとございますが、6ページ、認可申請書の別添1が提出されておりました、先ほど御説明申し上げましたとおり、必要な事項が定められているということで適としております。

4つ目でございますけれども、配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていることにつきましても、7ページでございますが、認可申請書の別添2が提出されておりました、必要な事項が定められているということで適としております。

これらの審査結果から、2ページの審査結果の冒頭にありますとおり、日本郵便株式会社からの認可申請書につきましては、大阪・関西万博特措法及びお年玉法の規定に適合しているということで、認可することが適当であると考えております。

これを受けまして、1ページの諮問書のとおり、本件に関する日本郵便株式会社の申請につきましては認可することとしたいということで諮問させていただくものでございます。

駆け足で恐縮でございますが、説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能でお申し出ください。お願いいたします。

では、私からよろしいでしょうか。事前にもお伺いしましたが、監査について、

7ページに詳しく説明されておりますけど、監査については、こういったことに基づいて、実際、実行的に行われるという理解でよろしいでしょうか。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。監査については、今おっしゃっていただきましたように、7ページに定められている事項に基づきまして、事業の終了後に日本郵便株式会社において適切に行うこととなります。

○佐々木分科会長 分かりました。ありがとうございます。

そのほかに、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、実積委員、お願いいたします。

○実積委員 御説明ありがとうございます。質問ですけれども、今回の費用を「空飛ぶクルマ」の広報費用に使うというお話でしたが、新聞報道等を見る限り、「空飛ぶクルマ」のプロジェクトがかなり縮小されたと同っているのですが、それによって、必要経費あるいは計画等の変更はされたのでしょうか。

○折笠郵便課長 御質問ありがとうございます。細かな内訳まで把握しているものではございませんが、様々見直しはありつつも、「空飛ぶクルマ」の事業が大阪・関西万博の目玉の一つであることは変わらないと同っておりまして、それにつきまして、来場していただく方もしくは来場を考えている方も含めまして、適切にPRしていくための経費ということで、このPR事業自体は実施するものということで積算等もいただいて、その内訳を確認して審査を行ったところでございます。

○実積委員 計画変更の内容については、特に反映されていないということですか。

○折笠郵便課長 PR事業自体につきましては、特段の変更はなかったものと承知しておりまして、その意味で、特段、金額の修正もされておられません。

○実積委員 了解しました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

そのほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

では、ほかに御意見等ございませんようでしたら、諮問第1257号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

以上で、本日の審議は終了しました。委員の皆様から、何かございますでしょうか。

○佐々木分科会長 ほかに、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局(坂平) 事務局です。次回の郵政行政分科会につきましては、別途、連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

では、以上で本日の会議を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

閉 会